○尾張旭市広告掲載要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第１条の２　市の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源の確保及び経費の縮減をし、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　広告媒体　以下に規定する市資産のうち、広告掲載することがふさわしいと認められるものをいう。

ア　市の広報印刷物

イ　市のＷＥＢページ

ウ　市の施設

エ　その他広告媒体として活用できる資産

(2)　広告掲載　広告媒体を有効に活用できる手法（広告枠の販売、広告付物品受入、ネーミングライツ等）を用いて、民間企業等の広告を掲載・掲出することをいう。

(3)　所管課　広告媒体を保有し、広告掲載を実施する課をいう。

（広告の範囲）

第３条　次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

(1)　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2)　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3)　政治性のあるもの

(4)　宗教性のあるもの

(5)　社会問題についての主義主張

(6)　個人又は法人の名刺広告

(7)　美観風致を害するおそれがあるもの

(8)　公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9)　その他、広告として不適当であると市長が認めるもの

２　前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別途定める。

（広告の募集）

第４条　広告の募集に際し、当該広告媒体の所管課等の長は、あらかじめ次に掲げる事項を掲載した募集要項を定めるものとする。

(1)　広告掲載を行う広告媒体の種類

(2)　広告の規格、掲載位置、掲載期間等

(3)　広告掲載料

(4)　広告の募集方法

(5)　広告の選定方法

(6)　前各号に掲げるもののほか、広告の募集に関し必要な事項

（広告の募集方法）

第５条　広告の募集方法は、原則として公募により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、所管課等の長が必要と認めるときは、次の各号のいずれかの方法により募集することができるものとする。

(1)　広告媒体の性質、内容等に応じて、特定の企業等を対象に直接広告掲載の募集を行う方法

(2)　広告代理店等に募集を委託する方法

（広告の申込み）

第６条　広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、様式第１の１及び様式第１の２を標準として所管課等の長が定める広告掲載申込書等に広告の案その他所管課等の長が定める書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

（広告の掲載等の決定）

第７条　市長は、前条の申込みがあったときは、広告の内容等について審査し、広告媒体ごとに所管課等の長が別に定める基準により、掲載等の可否を決定する。

２　市長は、前項の規定により広告の掲載等の可否を決定したときは、様式第２を標準として所管課等の長が定める広告掲載決定通知書により申込者に通知しなければならない。

（広告掲載料の納付）

第８条　広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、前条第２項の規定による通知を受けたときは、市長が指定する期日までに市が発行する納付書により広告掲載料を納付しなければならない。

（広告主の責任）

第９条　広告主は、掲載等をする広告の内容、広告の掲載等により発生する負担その他の掲載等に関するすべての事項について、責任を負わなければならない。

２　広告主は、決定を受けた広告の掲載等の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（掲載の取り消し等）

第10条　市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

(1)　広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(2)　広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(3)　広告の申し込みにあたって、虚偽の内容があったとき。

(4)　広告主の倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。

(5)　広告主が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。

(6)　指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。

(7)　指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(8)　広告主が第３条第３項の規定により定める基準（以下この号において「基準」という。）に適合しないことが判明したとき。

２　市長は、市の都合により広告の掲載等を継続することができなくなったときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

３　市長は、前２項の規定により広告の掲載等の取消し又は中止を決定したときは、様式第３を標準として所管課等の長が定める広告掲載決定取消通知書により広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の返還）

第11条　前条第１項の規定により広告掲載を取り消し、又は中止したときその他広告主の責めに帰す理由により広告の掲載ができなくなったときは、市は、納付された広告掲載料を返還しない。

２　前条第２項の規定により広告掲載を取り消し、又は中止したときその他市の責めに帰す理由により広告の掲載ができなくなったときは、当該掲載しなかった期間に応じて、市は、広告掲載料を返還するものとする。

（協議）

第12条　所属課等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合で必要に応じて財政課長と協議を行う。

(1)　新たな広告媒体に広告掲載を始めようとするとき

(2)　掲載する広告の内容その他広告事業全般について疑義が生じたとき

（雑則）

第13条　この要綱に定めるもののほか広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成19年10月26日から施行する。

附　則

この要綱は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成22年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月９日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱等の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第１の１（第６条関係）

尾張旭市広告掲載申込書

年　　月　　日

尾張旭市長　宛て

広告掲載申込者

住所 又は 所在地	
氏名 又は 名称及び 代表者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
担当者氏名	

尾張旭市広告掲載要綱及び尾張旭市広告掲載基準の各規定を承諾の上、下記のとおり広告の掲載等を申し込みます。

記

広告媒体の種類

広告の内容

広告の掲載料

金　　円

様式第１の２（第６条関係）

市税等納付状況確認同意書

尾張旭市への広告掲載等の申込みに当たり、尾張旭市広告掲載基準第４条第２０号に規定する尾張旭市の市税等の納付状況を、尾張旭市長が閲覧・確認することに同意します。

年　　月　　日

尾張旭市長　殿

法人用	商号又は名称 所在地 代表者職氏名	
個人用	住所 氏名 (屋号)	

様式第２（第７条関係）

尾張旭市広告掲載決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

尾張旭市長　　印

　　年　　月　　日付けで申し込みのあった広告の掲載等について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　決定区分　　□掲載する

□掲載しない
理由

２　原稿提出期限　　年　　月　　日

３　広告掲載料　　金　　円

４　掲載料納付期限　　年　　月　　日

５　その他

様式第３（第１０条関係）

尾張旭市広告掲載決定取消通知書

第　　号
年　　月　　日

様

尾張旭市長　　印

　　年　　月　　日付けで決定した広告の掲載等については、下記の理由により決定を取り消します。

記

決定を取り消す理由

様式第１の１（第６条関係）

様式第１の２（第６条関係）

様式第２（第７条関係）

様式第３（第10条関係）